

# 経験と報告を全職場へ広げよう

# NRU 国労せんだい

No. 2521  
2008年5月27日  
発行責任者 橋本 昭二  
編集責任者 武田 昌仙

## 08春闘を中間総括



五月二〇日、地方本部は各支部・分会の代表者を招き、〇八春闘総括会議をくろくろく会館において開催。今春闘を様々な角度から検証し、また各支部や分会の取り組みを報告し合い、学び合いながら今後の取り組みの意思統一を全体で確認した。

集会は中島執行副委員長長の挨拶で開会し、主催者を代表して橋本委員長は以下の挨拶を述べた。

### 橋本委員長挨拶

〇八春闘について  
◆経団連会長が賃上げ容認の姿勢を見せたが、原油高などの不安定要素から結果前年並みの賃上げ  
◆JR東では九三〇円のベア、五五歳以上九〇〇円の積み、貨物では九年連続ベアゼロ、五五歳以上一三〇〇円の積みと一部制度改正があったが不満の残る結果◆この時期に貨物の和解問題が存在し、和解の前段でもあり抗議をせず、報告集会に切り替え、組合員に対する理解を求めてきた◆地本は自らの課題で春闘を闘うとして、一月十二日の活動家交流集会で意思統一、職場要求の掘り起こしと改善に向けた取り組み

に力を注いできた。特に職場施設を利用し集会や学習会を開催し、国労の存在を意識させる取り組みをした◆大衆行動の展開として〇八春闘事務局会議を立ち上げ五回にわたる事務局会議を開催し、東北総決起集会・仙台総行動を展開、組織の五割動員を目標に。結果、今年には六割近い組合員を集集し成功裡に。組織活性化の現われと見る。

### 採用差別事件について

◆年度内解決を求める取り組みも全力で行ってきた。引き続き地元国会議員への要請行動、議会意見書採択、個人・団体署名行動、支援単産オルグ等を取り組む◆物販、特にアルバへの協力を。現状は発足当時の六分の一の売り上げ、地本は目標の半分。様々な意見は承知の上で夏の物販、頒布会と合わせてお願いする。

### 貨物和解について

◆和解の前段に、本部が貨物との対応に責任を持つと表明。国労東北協議会としてもこの問題にしっかりと対応をすることに。四月二十五日、貨物東北支社に対し、東北協議会として和解内容の趣旨等について全職場に周知徹底するように要請した。組織の強化・拡大について◆新規採用者の獲得に向け、地本を始めとして支部・分会で多くの議論と取り組みの努力をしてきた。結果、獲得に至らなかったが、この経験と努力を全体のものとし、今後の対策に結び付けたい。平和と民主主義を守る闘いについて

### ◆政治的な問題、課題の改善を目指し、予想されている解散・総選挙において憲法を守る革新勢力の前進を目指し、地方本部・支部・分会にそれぞれ意思統一をお願いする。

### 本部より情勢報告他

集会では本部濱中書記長より情勢報告(下記参照)を頂き、その後地本大沼書記長から「二〇〇八年春闘総括と今後の取り組みについて」提起が行われた。

また各支部からそれぞれ報告を受けたあと全体討論が展開された。

(※報告や質疑・討論は編集の都合上、次号の掲載となります。ご了承ください)

最後に大沼書記長より全体の集約(まとめ)があり、参加者全員で確認をし、中島副委員長の閉会挨拶と橋本委員長の団結頑張ろうで終了した。

## 本部濱中書記長提起

※注 編集部から

採用差別事件と貨物和解についてでしたが、貨物問題については次頁の「貨物和解協議報告集会」における本部田中副委員長の報告と内容がほぼ一致するため割愛させていただきます。

### ◆課題としてあったもの

第一の課題は団結の問題。政府は「四党合意を巡る労組内の不団結が解決の道筋を壊した。労労問題である」というスタンス。これを解決できない「理由」としてきた。この克服のため「四者・四団体」という解決のための枠組みを決定。その中心は当事者である被解雇者であり、我々はサポートに徹することを内外にアピール。政府官僚をして「団結しましたね」というところまで来た。

第二の課題は風化論。政府は「二十数年前のことに百億を超える和解金を支払うことに国民合意は得られない」と二つ目の理由に。この克服の一つは全国七五六議会から一三〇を超える地方自治体決議。国民の五五％に匹敵する人口の議会決議を得た。もう一つは七千超を集めた一・三〇集会の大成功。この二つで国民に関心がなくなり、政府の主張は崩された。

第三の課題は窓口。政府は「誰が窓口になり、議

論でできるのか？」という球を投げつけてきた。闘争団を多く抱える九州・北海道の平和フォーラムの皆さんが尽力、民主党議連が地元の政治的課題として受け止めた。結果、民主四名の国会議員が正式な政治の窓口。

### 第四の課題は裁判。政治的解決を言いながら「裁判」を継続していること。は矛盾、と政府官僚の指摘。これに対しては「同時決着」であると闘争団が態度表明し、民主党窓口も理解。裁判でいえば「全動労及び運輸機構二次訴訟は百％勝つから和解協議に乗ってはならない」と分析し、冬柴大臣にレクチャーしていたのが官僚であり妨害行為。 しかし全動労は勝訴。3・13は最高裁判決をも踏みにじる「時効論」による逃げ。控訴審において撥ね返すが、政治解決という土俵においては殆ど影響なしという窓口の民主党も含めた見解。 こうして闘いを通じて大きな成果。一つは民主党鳩山幹事長が直接家族の前で「『雇用・年金・解決金』という要求を民主党としてしっかりと受け止めたことを挙げる」と発言したこと。もう一つ、連合高木会長が「人権上の問題であり、労組の責任者として精一杯やらせてもらう」と明確に発言したこと。 ◆今後何を取り組むのか ①高裁和解について 政府関係者の感触などをたしかめながら、「検討に値する」との共通認識を得、四団体の弁護士団が一堂に会し相談してきた。 ②自民党対策について 最終的判断は受け入れ側である政権与党。自・公に対する要請・接触が強く求められる。連合会長が手伝うが、国労自身も積み上げていく。 ③葛西証人喚問について 六月二日の鉄建公団控訴審の適性証人として、JR東海の会長であり、現役の国家公安委員でもある人物が裁判の証人に立たされる。これは「証人に立つ前に何とかしなさい」という裁判所の政府に対するメッセージ。 ④ILO勧告について 七次勧告までは「日本政府に対し積極的に解決を求め」としていたが、三月に行われたILOの理事会(結社の自由委員会報告)では、政府との話し合いによる解決は不可とし、裁判所に期待する旨の内容。これは世界的な傾向として同種裁判で二つ続けて同じ判決が出た場合、三つ目も同様となることを見越してのこと。今後、八次勧告を有利な勧告にするための準備を進めている段階。 ⑤貨物和解成立について 解決できない問題として政府側が「労労問題」と言い訳していたが、二十年以上にわたる「労使問題」を解決することの意味。様々な角度から大きなインパクトを作り出すことができた。【以下略】

政府関係者の感触などをたしかめながら、「検討に値する」との共通認識を得、四団体の弁護士団が一堂に会し相談してきた。

最終的判断は受け入れ側である政権与党。自・公に対する要請・接触が強く求められる。連合会長が手伝うが、国労自身も積み上げていく。

六月二日の鉄建公団控訴審の適性証人として、JR東海の会長であり、現役の国家公安委員でもある人物が裁判の証人に立たされる。これは「証人に立つ前に何とかしなさい」という裁判所の政府に対するメッセージ。

七次勧告までは「日本政府に対し積極的に解決を求め」としていたが、三月に行われたILOの理事会(結社の自由委員会報告)では、政府との話し合いによる解決は不可とし、裁判所に期待する旨の内容。これは世界的な傾向として同種裁判で二つ続けて同じ判決が出た場合、三つ目も同様となることを見越してのこと。今後、八次勧告を有利な勧告にするための準備を進めている段階。

解決できない問題として政府側が「労労問題」と言い訳していたが、二十年以上にわたる「労使問題」を解決することの意味。様々な角度から大きなインパクトを作り出すことができた。【以下略】



# 貨物和解協議報告集会

## 盛岡地本で報告集会

◆4月27日、国労盛岡地方本部に於いて、国労東日本本部主催による「貨物会社係争7事件の和解」の報告集会が開催され、仙台地本からは11名の関係者が参加した(全体では参加者27名)。

この報告集会は、3月27日に成立した中央労働委員会における貨物会社との一括和解を受け、国労東北3地本の貨物関係者などに対し、和解の経過とその趣旨説明、また今後の運動の展開などについて意思統一を図る目的で開催されたもの。

### 東日本本部から

集会は高野東日本本部書記長の挨拶で開会、主催者を代表し、東日本本部伊藤秀樹委員長は、「この和解の精神を組合側がしっかりと押さえることが大切。和解は到達ではなく出発である。今後あらゆる面での改善を求めていくために、どうこの和解を生かして行くのが鍵である」と述べた。

国労中央本部から田中副委員長が「中労委におけるJR貨物和解の到達点と今後の展開について」と題して以下の報告を行なった。

### 今和解の位置付けについて

- ①係争事件をなくし、採用差別事件の早期解決に向けての環境整備。
- ②一定の組合員がいる時に、公平・公正な人事運用の確立と組織拡大の基盤整備。
- ③日貨労偏重の労務管理の打破。

が中労委の場で発言する機会を得て、その内容は委員に大きな衝撃を与えた。また中労委の委員への理解をより深めてもらうため「会社は公平・公正な人事運用をしてほしい」と指摘、事実昇職・昇格については他労組は四〜五年で上位職に移行しているが国労は満期の一〇年にならないと上位職に行けないという実態や労務管理についても新規採用者の情報は他労組偏重であることを主張。更に国労は差別がなければ得られたであろう金額について、積み上げ方式で算出し中労委で明らかにしたが、これに対して会社は「実損回復を要求するのであれば和解協議は打ち切り」という理不尽な態度を表明。

### 和解に至るまでの経過

一〇〇七年五月三〇日、前佐藤勝雄中央本部委員長が中労委の場において

- ①未来志向の労使関係。
  - ②労使の信頼関係の確立。
  - ③社会的に評価される会社づくり等を述べ、和解への決意を示し、以降一二期の調査・協議を経て一括和解に至った。また、高橋伸二中央本部委員長も第四回調査の場で「社会的に信頼される会社へ、誇りが持てる会社へ、また健全な会社の発展」という内容で和解に当たったの決意を述べ、会社としても「真摯に受け止める」という発言もあった。
- この間、国労は二〇年間の国労差別の実態を現場の組合員から発言させる時間を要請。二〇〇七年一月二十五日には四人の分会代表者

### 仙台からの発言

討論において仙台から以下の発言が出された。

①和解協議中に郡山から青森への強制配転があった。四月に戻れるということ。本部の対応を要請する。

②貨物ではこれまで時事の運動として本社へのファックス行動等取り組んできた。今回の和解により今後どうなるのか。

③出向六年で郡山に帰って来た。構造矛盾を国労は指摘しているが会社はどう思っているのか。

④昇格試験では他労組は受ければ合格、国労は何回受けても不合格。差別は明らか。



### 発言に対する回答

これに対して本部等から、①今後の運動を制限するための和解ではない。この和解が今後の運動の足かせになつてはいけない。

②青森への配転について貨物会社に対して申し入れを行ったが「帰す」に至っていない。この話を私(東日本本部伊藤委員長)が初めて聞いたのは二月二三日の仙台地方委員会の場。これまで木村前議長と連絡を取り合ってきた。今後も努力していく。

③試験については組合として目に見えるようにと要求している。

④構造矛盾については最近会社も理解し始めている。国労本部に「貨物・三島問題対策会議」を設置したと回答があった。

また他地本から「和解はどちらも『妥協』がつきものだが、条件を生かしての運動方向が見えてこない」との発言があり、これに対しては「会社も国労に対して今日まで様々あったが『和解』を受け入れたことは事実である。『国労敵視政策の変更』と捉えてもよいと理解する。問題はこれからの職場を基礎にした運動である」と答弁。

### 昇格等の経過について

東日本本部山根法対部長からは昇格について「国労は一〇年経過してから四から五等級へ、他労組は四〜五年で五等級になる。四等級の方は東北で国労一四名。このうち二月で八名が昇職、うち七名が一〇年未満漏れている人もいる。これに対し中労委は『お互い努力した』と評価している。国労として残った人の取組を今から行う必要がある」と報告がされた。

### 国労東北協議会が東北支社へ要請

また今和解を受け、国労東北協議会が貨物東北支社に対し、和解の趣旨を理解し、「勧告書」「確認書」の厳守を要請を行い、更にその場で青森への強制配転の「戻し」について要求をしたが、要員需給の関係で「今は無理」との回答があったことが報告された。

### 組織対策他について

◆組織拡大では、貨物の若い人の声は「貨物労は良いから入ったのではない。保険のために入った」と報告がされている。国労が「保険」になりうることは当然可能である。

◆新規採用者獲得行動については、関東東でのチラシ配布行動を紹介。また東北支社には四五名が入社し、配属職場の分かっている箇所を紹介した。他労組との争奪戦になるが、頑張ること一致した。

◆新規採用者が職場に配属イコール出向ということも一部では行われているようだが、現実としてある場合は労働契約法上、抵触する可能性があるかどうか東日本本部で勉強する。

◆六月二十九日から三〇日、一泊で全貨物協議会の学習交流会を開催予定であり詳細は別途。

集会は、最後に高野書記長の「引き続き頑張ろう」という閉会の挨拶で終了した。

このたび返済業務が一定の整理を見たこと等から、(財)国労会館仙台事業部で取り扱ってきた業務の残りについて、国労仙台地方本部で引き受けることになりました。

つきましては、今後の国労会館建設資金返済請求については下記に請求をしてください。



お知らせ  
国労会館建設資金返済業務の取り扱い変更について

住所 〒984-10015  
仙台市若林区新寺一丁目4-31  
名称 国鉄労働組合  
担当係 岡崎  
連絡先  
TEL 022-29317460  
FAX 022-29917435  
請求方法  
所定の請求書に必要事項を記載の上「国労会館建設資金受領証」とあわせて提出してください。

- 退職**  
四月三〇日
- 武田 高誠さん
  - 仙台電力区(エルダ)
  - 佐藤 勝雄さん
  - 郡山駅連合(エルダ)
  - 永山 信義さん
  - 郡山信通区(エルダ)
  - 高橋 忠光さん
  - 郡山信通区(エルダ)
  - 赤平 千里さん
  - 自動車

長い間お疲れ様でした